

繪画教室と情操教育

であらう。
一寸余談にそれたが、本筋にもどつて
これまでの伯國の小学生も、中学生に
於ける絵画教育というものは、ゼロにひ
としい情態であるが、かりに當局者がこれ
を認めて正式の教育の一環として取り
上げるとしても、四半世紀のおくれは生
ずるものと思ふ。

児童：一般の学童といふものは、日常
生活の中に夢をもつてゐるものである。

Sapafaria Basfos

良い靴とは
でも型のくずれないこと、
それはバストスで
最も信用を
モットとする
ハヤカワです

高級皮革製品一切

電 話 五五番

早 川 靴 店

A detailed line drawing of a man's dress shoe with a winged-foot emblem on the toe.

家庭常備薬

综合V形B素酵

WA KA MO TO

滋養と癌ガム

癌を完全防壁

御贈品として最も喜ばれる

わか化粧品はあなたの肌と毛髪の若さを永々にお守り下さい

御近所の薬局でおもとめ下さい

わかもと製薬株式会社

わかもと美容化学研究所

その夢は、ある者はスポーツで充たされ、あるものは音楽で満たされるのであるが、美しい天然自然の再現といふ美術に対するあこがれは少年少女の百分がもつ分野であろうと思われる。

理由や動機は別として世界に誇つてよいと、啓発過程である。日本語学校では早くから情操教育の一端として絵画を取り入れ、いと、誰よりもまず教師の方が着服して、学校運営者たちに働きかけた。開校間もない頃、画の先生をつかまえては二、三回の絵画教室を催したことが、今回のやや大きくなり本式教室を開くきっかけとなつた様子だが、先生方の熱意と運営者の援助が適当に実を結んだことは大いに他の日語校に先陣をつけた如く快く欣賞に堪えないと思ふ。

日本語は、本が読み、字が書けるだけでも結構だが、情操教育的に欠けている点をバス・トス日語学校の発奮によつてかなり出来たことは大きな収穫でなくてはならない。

絵を描きながら先生の注告を受け、質問応答している言葉は、読本のよみ書きの実際面として、復習の度を超えて会話練習の施好の機会となるつていいのである。もう一つ大切なことは、興味を持たせながら日語学習をやらぬ点である。昔の論語教導式に「友達方より来ら、また乗じからずや」式で生徒を引つ張る、うとしても興味を失つた子供は日語からはなれてしまふ。

然し、歌を教え、絵を描かせ、そういうことを織り込んで誘導していく勉強方もつことはげつこうであるが、天鵝の美を共鳴でき、生活も亦、げつこうではあるまい。

絵を習つて画家になれとは吾々は絶対に言わないので、画家の絵を鑑賞し得る眼をもつことはげつこうであるが、天鵝の美を理解ある父兄の日語教育への協力をのぞんでやまない。

岩木ドトールが去る二月末日、病院往々ハムダンサして来られました。
どうぞ、ドトールと友人つきあいで、病気の時は診てもらい、氣易く御利用下さい。

バヌトヌ日伯文化協会

立各
會長前山義雄

ファンのみな様へ
おへらせいたします

東芝 レコード
加山雄三の 夜空の星
君といつまでも

城 阜矢の骨まで愛して
内題のしびれ節↑
その想、直木等の

発売が急に決定し、二月末になりましたので、すぐ御註文下さるよう

おもて
おもて
おもて
おもて

ソード部

商品流通税（法案）丁

じですか

ズンビには
リキード
インボード
の二種
アルドリン剤
アリ
2222
RIEKIGO

商品流通税(法案)丁

オニ項 剽則は、該當滞納税金の支払
い、あるいは滞納に対する刑事訴訟
とは別個に、これを適用するものと
する。

オ三項 一回の处罚が数個の違反事実
に關係する場合、担当官憲は、各
違反に相当する罰金額を合計して課
すこととする。

オ四項 適用すべき罰金額が定まつて
いふるとき、その額の限度は附知令に
よつて通貨価値に応じた修正するこ
とができる。

第五項 違反者は罰金の支払をもつて、
違反より生じた損害の補償を免れる
ことはならず、かつ、違法行為の基と
なる本法施行規則の要求條件の履行
を免れることにもならない。

第六項 流通税に関する付帯義務の履行
が不正であると認め、税務担当官が
处分手続をとる前にこの不正事項を
正すために、本州税務機関に届出し
た税務義務者が、許された期間内に
該不正事項を正したときは、これに
対して罰則を科さない。

第七項 税務担当官が处分手続をとる前
に、自發的に本税の納付をしたとき
に、

(1) 支払が期限後、三十日以内に支払
かたとき、二〇%
(2) 上記の期限を過ぎたとき、五〇%
オニ項 概算納付制をとる納稅義務者
が、本條に該當するときの延滞料は
、支払額を滞納した場合であつ
て、本條に該當するときの延滞料は
、支払の通りとする。
(1) 所定支払期限後三十日以内に支払
かたとき、一〇%
(2) 上記の期限を過ぎ、納稅告知とは
別個に強制取立てを行つたとき、
二〇%
オニ項 繰納税金支払い前に税務当局
が、その繰納について何らかの手段
をとつといふときは、納稅義務者の
自發的支払とみなさない。
オ三項 本條所定の罰金を加算せずに
滞納税金を納付したことが確認せら
れたときは、支払滞納税額と同額を
、十五日以内に納付するよう納稅義
務者に告知する。
第八項 本条の税法に違反する何らかの
事実が認められたときは、一件ごと
調書を作成するものとする。本調書
は、誰人のいないことをもつて無効
とすることはない。
オ一項 調書が、違反の種類及び違反

皆本人を決定するに足る事項を記載
していふときは、不正確あるいは記
載済れをもつて、これを無効とする
ことはない。

オ二項 調書により処分手続を開始
したときは直ちに、違反者は三十日

金一封也。
右は故憲一氏の香奠返しとして御寄贈、誠に有難う
御ざいました。厚く御礼申上げます。

中央区第五組

柏野益子様

金一封也。

故柏野憲一氏の香奠返しとして御寄付下さいました
深謝申上げます。

柏野益子様

金一封也。
バストス佛教婦人会

オ三項 流通税法違反により作成され
たる調書に抗弁は、調書で主張する
金額を供託したときのみ認めるもの
とする。

オ四項 前項の規定は、調書が本法第
七十六條オ二号にいう違反を目的と
していふとき、これを適用しない。

第十一條 納税義務者が文章を以て抗弁、
再審査あるいは上訴を断念したとき
は、調書作成から十五日以内に五十
%減額した罰金を支払うことができ
る。この時に滞納税額を同時に完清
する場合は、さらに二〇%減額して抗弁
罰金を支払うことができる。抗弁のため
に支払うときも、同条件に従うも
のとする。

第十二條 法令及び規則の違反に対する調
査はいかなるものも、その調書又は調
査結果を相当する官憲の根拠ある諸
手続を以て行なうべきものとする。

第十三條 個人の行うモトール付き車輌中
古品所有権移転に際し、交通及び車
輛登録業者を担当する州機関は、買
手が売手の記入署名する「譲渡承認
書」二通を添付して行わないかぎり
、買手の名義の証明書を交付しないも
のとする。本条のいう「譲渡承認書」は、い
規格用式のものを用い、施行規則に定
められた事項を記入するものとし、か
ねばならぬ。売買証明書を発給す
る機関は、その一通を關係書類と共
に保管し、第二通を施行規則に従つ
て財務局に送付する。

第十四條 特に州外に税務用印刷物の作成を
依頼した納税義務者は、その事実を
証明するに必要な事柄について、い
つでも税務機関に示さねばならない。
これの公共投資及び公共事業計画の
広汎かつ有効な統合調整をはかるこ
とを目的として、国及び市と協定を
結ぶ権限を州政府には、広汎かつ有
効に税

第十五條 生力フエーについては、一九六
七年六月三十日までに行われる取引
に對し、流通税を課さない。但し、
前記の取引に對しては現行の「販売
及び委託販売税」及び「州印紙税法」
の特別法規を適用する。その工業事務所
の生ずる工業事務所の流通税は、
借方勘定総額の四〇%以下の本税引

第十六條 第十九條 生力フエーについては、一九六
七年六月三十日までに行われる取引
に對し、流通税を課さない。但し、
前記の取引に對しては現行の「販売
及び委託販売税」及び「州印紙税法」
の特別法規を適用する。その工業事務所
の生ずる工業事務所の流通税は、
借方勘定総額の四〇%以下の本税引

第十七條 本州外に税務用印刷物の作成を

依頼した納税義務者は、その事実を
証明するに必要な事柄について、い
つでも税務機関に示さねばならない。
これの公共投資及び公共事業計画の
広汎かつ有効な統合調整をはかるこ
とを目的として、国及び市と協定を
結ぶ権限を州政府には、広汎かつ有
効に税

第十八條 第十九條 生力フエーについては、一九六
七年六月三十日までに行われる取引
に對し、流通税を課さない。但し、
前記の取引に對しては現行の「販売
及び委託販売税」及び「州印紙税法」
の特別法規を適用する。その工業事務所
の生ずる工業事務所の流通税は、
借方勘定総額の四〇%以下の本税引

第十九條 生力フエーについては、一九六
七年六月三十日までに行われる取引
に對し、流通税を課さない。但し、
前記の取引に對しては現行の「販売
及び委託販売税」及び「州印紙税法」
の特別法規を適用する。その工業事務所
の生ずる工業事務所の流通税は、
借方勘定総額の四〇%以下の本税引

清江集

當金を計上していふとき、次の表に基いて二回に分割支払うものとする。但し、第一回分は第十七条の四項に定める期限内に、残額は支払義務の生じた期の末日から六十日以内に納付するものとする。
(表署)

二月三十一日までの取引に對して納付すべき流通税計算上、商工業事業者は一九六六年十二月三十一日現在の在庫商品について、その購入価額の六、六%を本税引当金として利用(計上)することができる。

第一項 本条にいう本税引当金の計算は、第二〇条の定めに基いて行わねばならない。

第ニ項 本条の規定は、工業事業所が
既に完成した製品の一部となつてい
る商品であつて、その事業所に一九
六六年十二月三一日現在在庫となつ
ているものに適用する。

第ニ項 本条の規定により計算した本
税引当金総額は、第十七条の定力に

従い、三十等分し、これを一九六二年三月より同年十二月までの各月、毎旬の引当金に計上するものとする。
四項 商工業事業所は一九六七年二月十五日までに、一九六六年十二月三十一日現在の在庫商品棚卸を行な

いそれに基き本税引当金を計算し、
その結果を事業所登録税務機関に通
知するものとする。
第九十一条 税務處理上適用し得る規定は、
施行規則で定めるものとし、本法に
抵触しない現行規定は、上訴に關す
るものを受け、そのときまで有効と

第九十三條 一九五六年十二月三十一日法律
第百三、六八四号第十八条は、一九六
一年十二月三十日法律第百六二六号
第四十一条で行つた改正条項左うび
に、一九六三年七月二日法律七・九五
一号第十八条第三项とともに、これを

第百四條 本法以前に制定された法令規定
であつて、州税の免除、控除、ある
いはその他の特典を与えているもの
は、これを流通税には適用しない。
一九六二年十月十九日法律第七

金一
封也

故小倉一三男様一周忌法事
ました厚く御礼申上げます

小倉
穀樣

日本語の読み書きを
覚えましょう

日本語は連続的に勉強した方が効果
があります。

お宅の子供さんを勉強すべきな子供さんにして下さい。
これから時代は、無教育の人は役に立たなくなります。
日伯文化親善のために日本語は、是非必要なもので
頭脳の柔かい子供のうちに、日本語を習わせまし
よう。

公認日語校はいつでも受付けます
授業時間は左の通りです

朝
八時—九時
昼
十一時—十二時半，十二時半—二時
夜
七時—九時

八又ト又公認語学校

金一對也

故小倉一三男様一周忌法事の際当区へ御寄附下さい
ました厚く御礼申上げます

小倉穀樣

但し、施行規則においてその実施に
関する補足規定を定めるものとする。
第九十七条 一九六六年十二月三十一日現在
の「販売及び委託販売税」未払金残
高は、一九六七年三月一日以降に行
なわれる取引について納付すべき流
通税見積に当り、これを流通税引当
金にあてるふとができる。
單項 残高が五〇〇〇クルゼーロ以上
あるときは、ナリ一条ナ三項の形式
でこれを分割し引当金に繰り入れる
ものとし、該金額未満であるときは
一回分に充当する。
第八十九条 本法でいう期間計算には、開始
日を勘定に入れず、満期日を勘定す
るものとして、暦日を通算する。
單項 期間計算上の満期日は、税務機
関の通常勤務日とする。
第九十九条 本法は一九六七年一月一日より
施行する。
第一百條 本法の趣旨に反する規定は廢止
する。

絵画教室から展覧会まで

ルカンでも入手できたら正確な音階から
教えて行きたいと希望を燃している。終

CASA MAE YAMA

Panificadora Bom Dia

Comunicação aos distintos fregueses
que a partir do dia 27-2-1967 haverá pão
quente a partir das 13 horas,
rua Adhemar de Barros 232

おしらせ

おとくいの皆様、二月二十七日午後一時より、
焼きたてのあたたかいパンを提供する準備ができました。
どうぞ倍旧の御引立を願い上げます。

、パニ・ブイカドーラ、ボンデーア、
ルア、アデマール・テ、バーロス 232
PHONE 174

前山商店

FON E二六

シナント

新米

の時期と成り

順調な雨でおいしい新米が出
廻つて居ります
○流通種適應で最底値でお願して
居ります

シメント御入用の御家庭には

大量購入される方には最底値にて差上げます

雜貨食料品並に飲料水

前山商店

太平洋戦争中養蚕業が敵性国家を和す
る生産業であるといふ見解で、養蚕小屋
に放火された話はマリリア方面から伝つ
て来たが、バストスではそんな馬鹿なこ
とがあるかというので、ブラタク製糸で
も、上田製糸でも大いに蚕を飼わせ、生
糸をとつてブラジル産業に貢献した。
それらの糸が絹布になつて落下今に化
けたかどうか、もつともらしく云えは、
どうかも知れないが、誰もその筋道を見
たものはない。

サンパウロの商人がアルゼンチンの商
人と結婚してブラジル製糸をアルゼン
チン経由で北米へ流すといふ話は、伝わ
つて來り、批判は他人まかせで、自分た
ちの口を養うことに忙しい養蚕家たちは
、そんなことにとだわくては居られず、
どうしろ養蚕に専念した。

その養蚕家の一人にウニオン且区在住
本田好といふ人があつた。

奥さんや子供さんたちの仕事であった。その本田さんは、昭和四十六年三月上旬であつたのは、夏蚕豊作で、七月末に四十糸の大養小屋には上籠したばかりのマブシに吊つた新薙が小屋一ぱいに吊るし上げられてあつた。私はその頃組合を首に巻り、内二才ノ亘の入口にある自分のシチオに引込んで養蚕をやつていたが、その夜は五畝の蚕に真夜中起きて給糞し、再びぐつすり寐入つてしまい、本田さんの養蚕小屋が早晩出火全焼のこと全く知らなかつた。夜明けに花火が打上げられ附近の人々を眠から醒ませ、人々の走る音や犬の吠える聲があつたであろうが、疲れていなせいか朝起きたままで知らなかつたのであるが、きくところではその夜へ午前三時頃、本田氏の母屋の反対側、即ち桑畑の方から侵入した放火者二、三名（多分二名）が小屋の一端に放火して、そのまま逃亡し、桑畑にひそんで火の手の上るのを見とどけて、桑畑からランシャ道にのがれ、市街地へもどつて蟄居したのでなかろうか……と想像される足跡らしいものがあつたといふのである。

目屎(勝ち負け物語) 廿三
糞作

目屎齒屎(勝ち負け物語)廿三
養蚕小屋焼打一

奥さんや子供たちの仕事であった。その本田さん所有の養蚕小屋が焼打にあつたのは、昭和四十六年三月上旬であったと記憶している。

夏蚕豊作で、七米に四十米の大養小屋には上簷したばかりのマブンに備つた新

放火犯人は本田家に何の關係もなく因
怨もない人物で、ただ時局に關する懇念
がちがつていただけの話であろう。
全く通應のよう左災難を蒙つたのは本
田家である。
では何故こんな制裁を受けたのであるの
である。これには、こんな因縁話があるの
である。
本田氏は元来熱血漢で、頭の冴えた雄
弁家、且つ胆力の鋭いたかどの人物で
ある。
明治時代の軍国に傾倒していったので、
終戦の報をきくと一夜泣きあかしたが、
終戦はエグヤの虚報とうたり臣道連盟の
惠者として重きをなしていた。
しかし、智的な一面をもつてゐるため
一般支部員の如く、酒に酔つて如たらに
わめき散らすような愚挙はせず、伯寧紙
をあきつて、少しずつもあいまいな記事を
見つけると、研討した舉句、それを持ち
出して堂々と戦敗論者と渡り合ふのであ
る。へのいうこともきくが自説もまげない硬
骨漢で、当時は八字贊をばやし、毎日の
如く戦敗認識者を「やつつけ」まわた。
他の人々と同じく仕事は手につかず、
ひたすら皇國の戰勝を主張してやまなか
つたのである。
ある日、町の一角落で草原さんといふ柔
道家と大論争をおつぱじめた。
いふるに草原柔道家が、本田さんに
向ひ、「まあ、今日は、この辺でやめておく、し
かしその時こそ、てめいのそり八字贊を、
おれの指にまきつけてねじ切つてくらか
らくな、その時、ほえづらかくな」と
と本田氏は草相模の一つもとろ位だから
かうだはよし、胆力もあるし、柔道家の
の草原さんといえども背負役の一本勝負
でさめるわけにもいかぬ対手だつた。
にくしみをこめて、睨み合つて別れた
が、その当時の論争は、感情が高ぶつて
けんか腰だから、悪態のつき合いであ
る。その本田氏が山中弘君に、あつさり腰
車にかけられ、その上のどくびをしめら
れてしまつたのだから、不思議な風のふ
き廻しといふ外はない。
二月の晴れたある午後のこと私は独り
草庵の窓辺で手紙をしたためていると、
思いがけない来客の訪問を受けた。山中
弘君が本田好氏同道でやつて来たのであ
る、あなたすまぬが、この本田君に現在時局

すふの主系人俳句会

さる三月三日夜、文協役員元理事、その他有志の会合があつたが席上、製糸谷口工場長の口切で、吾々多忙の者は経済や政治のことばかりに忙しく、かつて心のほぐれるような文艺性というものを知らなかつたが――これから一つ政治経済をめきにした会合を持とうではないかと是案した。

このたび急にサンハウへ移転することになり、長らく御世話になりました
御当地の皆様に、御別れも申上げ拝出
登いたしまず御無礼の程御寛下下さい。
尚御戻りなどいだき誠にありがとうございました
母はまだ御地にのこして参りますので
よろしく御ねがい申上げます。

川邊正身

1967年 2月分 バストスの気温と降雨量 ブラタク製糸社測候部							
項目 日	気温 °C	湿計 °C	湿度 %	最高温	最低温	降雨量 mm	風向 天候 云量
1	26.0	24.0	82	31.0	20.0	11.0	N / 7
2	27.0	22.0	59	31.0	22.0	2.0	NW / 5
3	28.0	24.0	67	33.0	19.0	2.0	W / 5
4	23.0	21.0	80	31.0	21.0		E / 9
5	23.0	20.0	72	30.0	21.0	3.4	E / 9
6	24.0	22.0	81	28.0	20.0		EN / 7
7	27.0	26.0	91	33.0	18.0		NW / 1
8	29.0	25.0	67	33.0	22.0	26.5	WN / 3
9	26.0	23.0	73	29.0	20.0		W / 6
10	26.0	23.0	73	30.0	20.0	6.2	W / 5
11	28.0	25.0	74	33.0	17.0		W / 9
12	28.0	22.0	53	34.0	21.0		W / 5
13	25.0	23.0	60	33.0	22.0		W / 4
14	28.0	25.0	74	33.0	22.0		W / 0
15	28.0	24.0	67	34.0	22.0	21.5	W / 5
16	28.0	24.0	67	32.0	22.0	15.0	W / 5
17	27.0	24.0	74	30.0	22.0	0.4	W / 7
18	23.0	22.0	90	28.0	23.0	52.9	NE / 10
19	23.0	22.0	90	27.0	21.0	14.0	W / 10
20	24.0	22.0	81	26.0	21.0		W / 9
21	25.0	23.0	81	28.0	20.0	9.8	W / 8
22	24.0	21.0	72	31.0	20.0	2.1	W / 10
23	28.0	24.0	67	32.0	20.0		W / 8
24	28.0	23.0	60	33.0	20.0		W / 3
25	28.0	23.0	60	34.0	21.0		W / W
26	28.0	24.0	67	35.0	21.0		W / 3
27	29.0	25.0	67	35.0	20.0		W / 2
28	29.0	25.0	67	35.0	22.0		W / 5
合計	743.0	651.0	201.6	882.0	582.0	166.8	
平均	26.5	23.2	72	31.5	20.7		

A V I S O

O INSTITUTO BRASILLEIRO DE REFORMA AGRÁRIA
(IBRA)

através de sua unidade Municipal de Cadastramento, localizado na Prefeitura Municipal, leva ao conhecimento dos proprietários de imóvel rural, que tiver suas terras arrendadas ou sob parceria, que deverão avisar o mais rápido possível os seus parceiros e arrendatários, para que compareçam á esta Prefeitura para preencher declarações de parceiros e arrendatários, bem como, trazer consigo os documentos dos proprietários com relação ao IBRA.

Préfeitura Municipal de Bastos, aos 04 de Março de 1967

ALGUERDO PASKAKLIS
Chefe Municipal da unidade Municipal de Cadastramento.

ブラジル土地改革院(IBRA)は市役所所在の郡内土地台帳をを通じ、土地不動産所有者に通告いたします。
貴下の土地が貸地であるか、共同制のものであるか、至急市役所に出頭して(貸地、又は、組制の別を) IBRA に報告書類(RELAÇÃO) (DOCUMENTO)持参の上、本人が市役所まで御出頭下さる様御願ひます。

一九六七年 三月四日 バストス市役所

係長 アルゲルド・パスカクリス